

アルを作成しました。今後、このマニュアルを必要に応じて修正したうえで公表し、分類を実施しようとする事業者が利用できるようにしていく予定です。

分類マニュアルのポイントは、危険有害性の判定で用いるデータソースを世界的に権威のある機関がピアレビューを行ったものを主体とし、基本的に一次文献のデータは使用しないという点です。これによれば、事業者が自主的に分類を行う場合においても、自ら一次文献を調査する手間を省くことができます。このマニュアルについても独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>で公表しています。

●関係省庁連絡会議の設置

2001年、国連GHS小委員会の発足(2ページ参照)とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、GHS小委員会への対応等を目的とした関係省庁連絡会議を設置しました。この会議のメンバーは厚生労働省、経済産業省、環境省、総務省、農林水産省、国土交通省、外務省、GHS小委員会委員で構成されており、(社)日本化学工業協会がオブザーバーとして参加しております。

現在、関係省庁連絡会議では、日本国内でのGHS実施に関するさまざまな活動(GHSの邦訳、既存法制度との整合作業に関する情報交換、法規制対象物質の分類、GHS小委員会での対処方針の決定など)を行っています。

●英文GHSテキストの邦訳

GHSテキストの邦訳はGHSの国内実施の第一歩であるという認識から、2002年2月から関係省庁連絡会議において日本語への翻訳作業を開始しました。改訂初版の邦訳は2006年1月に完成し、この邦訳は厚生労働省、経済産業省、環境省のホームページに公開されています。

●既存法制度とGHSとの整合化

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的とする法律です。一定の化学物質を譲渡・提供する者に表示・MSDS交付を義務づけており、2005年11月にはGHS対応の制度を導入するよう法改正を行いました(施行は2006年12月です)。

その他、化学物質の危険有害性の表示やMSDSについて、何らかの形で規制している関係法令について、どのようにGHS対応をしていくか関係各省において検討が進められているところです。

【問い合わせ先】

経済産業省 製造産業局化学物質管理課（GHS担当）

<http://www.meti.go.jp/>

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/index.htm

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL 03-3501-0080

FAX 03-3580-6347

E-mail ghs@meti.go.jp

【関連機関】

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<http://www.nite.go.jp/>

<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/index.html>

UN Economic & Social Council (ECOSOC)

<http://www.un.org/docs/ecosoc/>

United Nations Institute for Training and Research (UNITAR)

<http://www.unitar.org/>